

作業環境測定：屋外作業場等〔評価と事後措置〕

環境・健康

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」に示されている、屋外作業場等での作業環境測定結果に基づく評価と事後措置を下記表に示しました。なお、屋外作業場等とは、労働安全衛生法等において作業環境測定の対象となっている屋内作業場等以外の作業場のことです。

屋外作業場等での作業環境測定結果は、各測定値と管理濃度等とを対比することにより評価します。

測定結果の評価と事後措置〔屋外作業場等〕

	測定値 ≤ 管理濃度等	測定値 > 管理濃度等
測定結果	全ての測定点における測定値が管理濃度等以下の場合	1以上の測定点で測定値が管理濃度等を超えた場合
事後措置		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる ・労働者の健康保持に必要な措置を講じる
	現在の作業環境管理の継続的維持に努める	施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じる。

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定：屋内作業場等
	作業環境測定：屋外作業場等
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育